

部局別措置対象指摘事項一覧表(令和8年6月3日現在)

監査対象部局		当 時 の 対 象 部 局	監 査 年 度	措 置 対 象 指 摘 事 項		備 考
				要 旨	監 査 結 果 公 表 の 内 容	
健康福祉部						
1	健康づくり課	保健センター	H20	貸館事業に係る使用料徴収の統一化について	本市が設置する10保健センターのうち、久居、美杉保健センターを除く8保健センターにおいて貸館事業を行っているが、津市保健センターの設置及び管理に関する条例第7条で使用料を徴収することと定めるのは、芸濃、美里、安濃、香良洲及び白山の5保健センターのみで、中央、河芸及び一志の3保健センターについては、使用料徴収規定がない。同種の貸館事業を行っているにもかかわらず、使用料の取扱いが異なるのは妥当でないことから、これら3保健センターにおいても使用料を徴収することについて検討されたい。	
2	健康づくり課	同左	R7	津市保健センターの設置及び管理に関する条例施行規則の遵守について	津市保健センターの設置及び管理に関する条例施行規則第4条において各保健センターの使用許可申請書の提出期間が定められているが、津市芸濃保健センター及び津市香良洲保健センターについては、提出期間外の申請に対して使用を許可しているものが散見された。 各保健センターの使用許可申請期間に整合性がない状況であり、以前にも津市河芸保健センターと同様の指摘がなされていることから、同規則を遵守した使用許可申請に係る事務を徹底されたい。	
美杉総合支所						
3	地域振興課	生活環境課	H18	産業廃棄物不法投棄是正事業について	太郎生地内の産業廃棄物不法投棄是正事業について、三重県の事業費補助があるものの、本年度及び次年度においても相当の市費を投じることとなるが、不法投棄地の所有者であり不法投棄者である者は、これら公費の弁済に係る誓約書を美杉村長(当時)及び三重県知事に提出していることから、本市の負担に係る経費相当額の弁済を求めるため、県当局とも協議され、具体的な措置を講じられたい。	
三重短期大学事務局						
4	大学総務課	事務局	H20	授業料の未収金対策について	授業料の回収について、授業料の納期限後6か月以上納付されない授業料(1件、7万5,000円(平成21年1月14日現在))について、早期に回収するよう努められたい。	
5	大学総務課	同左	R2	実効性ある未収金対策について	短期大学使用料(授業料)については、平成21年3月9日付け監査委員告示第1号において、未収金の早期回収を指摘したところであるが、指摘時の平成20年度末において1万2,500円であった未収金は、令和2年7月31日現在331万7,500円へと大幅に増加していた。この間、漫然と催告書を送付するだけで、実効性のある未収金対策は何らなされていなかった。 督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、地方自治法施行令第171条の2の規定に基づき、強制執行等の措置をとらなければならないことから、法的手段による実効性ある未収金対策に取り組まれたい。	